

令和8年度みなべ町地域おこし協力隊募集要項

1 地域おこし協力隊制度について

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材（都市住民）を隊員として委嘱するもので、一定期間以上地域に居住して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化を図ることを目的とした国の制度です。

2 今回募集する隊員の活動内容

次の事業に地域おこし協力隊を派遣し、地域協力活動を行います。

①事業名：つなぐ、暮らす、梅の里みなべ～関係人口創出プロジェクト～

事業内容	みなべ町清川地域にある空き家（旧旅の宿 紫苑）やその他空き家を活用し、関係人口の創出を促進させるための活動。宿泊コンテンツの造成や援農受け入れ、また清川地域の魅力発信のための広報活動等に取り組む。
派遣先団体	一般社団法人清川くらし探求舎（2022年より活動開始。みなべ町清川地域の空き家の利活用を中心に集落の活性化に取り組んでいる。過去には3軒の空き家をシェアハウスとして活用した実績がある。今後の更なる飛躍に向け、2026年1月に法人化。）
活動内容	・宿泊事業 ・体験型観光事業 ・レンタルスペース/シェアキッチン事業 ・清川独自ブランド開発&販売事業 ・地域イベント事業 ・シェアハウス事業 ・清川援農マッチング事業 など
活動地域	みなべ町清川地域

②事業名：鳥獣害対策推進地域おこし協力隊

事業内容	鳥獣害に関する専門性を培い、地域住民と行政のつなぎ役として鳥獣害対策事業の推進を図る。
派遣先団体	みなべ町役場産業課
活動内容	・鳥獣害対策に係る専門知識の習得 ・被害実態調査 ・有害鳥獣捕獲 ・地域住民と協働した鳥獣害対策 など
活動地域	みなべ町内全域

3 募集人数

みなべ町地域おこし協力隊 各事業1名ずつ

4 応募資格

次のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点をみなべ町内へ移し、住民票をみなべ町内に異動することができる方
 - ※3大都市圏をはじめとする都市地域…条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
 - ※ご自身の住民登録地について、該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。
- (2) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、積極的に活動できる方
- (3) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、地域住民と協力しながら誠実に活動を遂行できる方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方（日常生活を送る上で自動車が必要で
す。持込みされることを強くお勧めします。）
- (5) パソコン（メール送受信、Excel、Wordなど）の一般的な操作ができる方
- (6) 活動期間終了後にみなべ町において起業又は就業し、本町にとどまる意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (8) 活動に際して、町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

5 任用形態及び活動期間

- (1) みなべ町の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 任用期間は令和8年7月1日以降の任用した日から同一年度の年度末までです。
 - ア 任用の開始時期は、派遣先団体（以下、派遣先がみなべ町役場の場合は町とする。）及び任用内定者と協議の上、町が決定します。
 - イ 任用期間は、活動実績等を踏まえて年度毎に更新し最長3年間まで延長する場合がありますが、期間の延長については、町で判断させていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 活動（勤務）時間・休日

- (1) 派遣先団体と調整の上、週4日（週31時間）での活動となります。
 - ※休日は、派遣先の団体によって曜日が異なる場合があります。
 - ※休日に出勤した場合は振替対応を原則とします。
- (2) 活動時間
 - 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む）
 - ※活動時間以外で業務に支障がなければ、副業が可能です。

- (3) 休暇は、「みなべ町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき取得することができます。ただし、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間は最長1年間です。

7 報酬

月額202,880円

※報酬から社会保険料等を控除します。

※期末手当・勤勉手当は町の規定により支給します。

※時間外手当、退職手当等の各種手当の支給はありません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 町で健康保険・厚生年金・雇用保険の社会保険に加入します。
- (2) 着任地域での住居については、派遣先団体にて用意します。家賃は町が予算の範囲内で負担します。派遣先団体が用意している住居以外での居住を希望される場合は、個人で住居を探していただくことになります。
- (3) 着任準備に要する経費（引越し費用、生活備品等）、光熱水費などの生活に係る経費、自治会費等は個人の負担となります。
- (4) 研修参加に伴う参加費及び旅費並びに活動用車両及び燃料費等で隊員としての活動に必要な経費は報酬とは別に町の予算の範囲内で、派遣先団体と調整の上、対応します。

9 応募方法

指定の応募用紙に必要な事項を記入の上、郵送または持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

- (1) 受付期間 令和8年3月19日（木）から令和8年5月7日（木）17時まで（必着）

- (2) 提出書類

- ア みなべ町地域おこし協力隊応募用紙
イ 履歴書（任意様式）
ウ 住民票の写し（原本・受付開始日以降のもの）
エ 普通自動車運転免許証のコピー（表・裏）

- (3) 提出方法

- (2) のア～エの書類を以下の提出先に郵送または持参してください。

.....※事業によって提出先が異なりますので、ご注意ください。.....

【提出先】

- ①事業名：つなぐ、暮らす、梅の里みなべ～関係人口創出プロジェクト～

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742
みなべ町役場 政策推進課 地域おこし協力隊担当 宛て

- ②事業名：鳥獣害対策推進地域おこし協力隊

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742
みなべ町役場 産業課 地域おこし協力隊担当 宛て

10 選考方法

(1) 一次選考〔書類選考〕

資格要件（住民登録地の確認）、書類内容を本町で審査し、書類選考結果を令和8年5月14日（木）までに応募者全員に通知文を送付いたします。

※応募者多数の場合は一次選考において、書類審査により、二次選考受験者を選定させていただきます。

(2) 二次選考〔面談（地域とのマッチング）〕

一次選考合格者を対象に、派遣先団体との面談（地域とのマッチング）、行政担当者による説明などを行います。

<選考日>令和8年5月21日～25日（予定）

<会場>みなべ町役場（和歌山県日高郡みなべ町芝742）

※二次選考のために必要な交通費等は個人の負担となります。

※詳細については、一次選考合格者にご案内します。

(3) 二次選考（最終選考）結果の報告

最終結果報告は、最終面接受験者に通知します。

任用内定後、派遣先団体との顔合わせや住居の確認などを経て、令和8年7月1日頃の着任となります。

※着任時期については、派遣先団体及び任用内定者との協議により、令和9年3月末までの間で調整させていただくことが可能です。

11 その他

(1) 応募のために必要な費用（郵送料等）は個人の負担となります。

(2) 募集要項、みなべ町地域おこし協力隊応募用紙の様式などの情報は、みなべ町ホームページからダウンロードできます。

12 問い合わせ先

①事業名：つなぐ、暮らす、梅の里みなべ～関係人口創出プロジェクト～ について

みなべ町役場政策推進課 地域おこし協力隊担当 島袋、瀧川
〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742
Tel：0739-72-2142（課直通）／ Fax：0739-72-1223
E-mail：seisaku@town.minabe.lg.jp

②事業名：鳥獣害対策推進地域おこし協力隊 について

みなべ町役場産業課 地域おこし協力隊担当 津呂
〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742
Tel：0739-72-1337（課直通）／ Fax：0739-72-3893
E-mail：sangyo@town.minabe.lg.jp

※土日祝日及び開庁時間（8:30～17:15）外のお問い合わせは、メールまたはFAXにてお受けします。

※活動地域の下見等を希望される方はご相談ください。